

文化事業の知事賞交付に関する内規

環境生活部文化国際課
(令和5年4月)

(趣旨)

- 1 この内規は、各種文化事業の知事賞交付申請に対する、島根県の交付決定の基準を定めるものとする。

(定義)

- 2 この内規にいう文化事業とは、各種団体の主催する音楽、演劇、美術、書道、写真、芸能等、一般的に文化活動と認められるものをいう。

(交付の対象となる要件)

- 3 原則的に、次の各項目を全て満たす場合に承認するものとする。
 - (1) 事業の主催者等に関する基準
 - ①主催者等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者が含まれていないこと。
 - ②主催者等に公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関係団体が含まれていないこと。
 - ③主催者の事業遂行能力が充分であると判断されること。
 - (2) 事業の目的・内容に関する基準
 - ①事業目的・事業計画の内容が文化の普及振興を目的としており、事業実施が確実で、かつ成果が期待できるものであること。
 - ②明らかに営利を目的とするものでないこと。
 - ③特定の政治団体又は宗教団体を支持又は支援するものでないこと並びに特定の宗教、思想の宣伝等が目的でないこと。
 - ④入場者等に制限が設けられていないこと。
 - ⑤地域的普遍性、広域性を持っていること。
 - ⑥入場料等が、一般通念の範囲内にあること。
 - ⑦行事等が、公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれがないものであること。
 - (3) 受賞者等に関する基準
以下の①～③のいずれかを満たす場合に知事賞の交付を承諾する。
 - ①主催者の活動拠点が島根県内にあること。

- ②行事が島根県内で開催されること。
- ③受賞者が島根県内の出身、または島根県内に居住していること。
- ④上記のほか知事が必要と認めたもの。

(交付の可否の判断)

- 4 3の(1)事業の主催者等に関する基準、(2)事業の目的・内容に関する基準及び(3)受賞者等に関する基準を全て満たしている場合にのみ交付対象とする。

(交付決定の取り消し)

- 5 4により島根県知事賞の交付を決定した事業について、要件を満たさないことが判明した場合には、当該交付決定を取り消すことができる。

(賞状の授与)

- 6 知事賞及び教育長賞の授与は、主催団体で行うことを原則とする。

※5の運用方針

主催団体から県に対し強い授与要請があった場合、次のものについては、職員を派遣し授与する。

- 全国規模の文化事業
- 中国5県(以上の規模)を対象とする文化事業
- 各分野において県を統括する団体が主催する文化事業